

『白鳥決定』40周年シンポジウム



再審に新しい風を!!

日時

11月7日(土)

開場 13:00

13:30~16:45

会場 青山学院大学 4号館2階 420 教室

資料代

500 円

〈学生・院生は無料〉

1975年5月20日、最高裁第1小法廷で、「『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判の鉄則は再審にも適用すべき」とする画期的な「白鳥決定」が出てから40周年を迎えました。

「白鳥決定」以前は、再審は「開かずの門」と言われてきました。幾多の事件で、無実の悲痛な叫びが、裁判所の厚い壁の前に押し潰される時代が長く続いてきました。「白鳥決定」以降、死刑再審4事件で再審無罪を勝ち取るなど、大きな成果を上げてきました。

近年、足利事件、布川事件、東電OL殺人事件が再審無罪を勝ち取り、2014年3月には袴田事件第2次再審請求審で再審開始

決定と拘置の執行停止により、袴田巖さんが48年ぶりに釈放されました。しかし、名張毒ぶどう酒事件、大崎事件、そして福井女子中学生殺人事件では一旦認められた再審開始決定が取り消されるなど、「白鳥決定」に反する決定が出されています。

このように、いまなお「白鳥決定」が示した再審の在り方をめぐって、厳しい「せめぎ合い」が続いており、あらためて「白鳥決定」の意義を学び、再審に新しい風を吹かせるために「白鳥決定」40周年シンポジウムを開催します。多くの方のご参加を呼びかけます。



主催

「白鳥決定」40周年シンポジウム実行委員会